

地域の医療従事者を対象とした研修会等開催要綱

(目的)

第1条 川崎市立川崎病院は、地域の医療従事者の技術等の向上を図ることを目的として、適切な教育、研修の機会を提供するため、研修会等を開催する。

(対象者)

第2条 研修の対象者は次のとおりとする。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) コメディカル
- (4) その他必要と認める者

(研修内容)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の研修会等を開催する。

- (1) 川崎市立川崎病院各診療科による病診連携の会
- (2) 川崎市立川崎病院各診療科による症例検討会
- (3) 感染対策室及び医療安全管理室による講演会
- (4) 緩和ケア研修会
- (5) 川崎市立川崎病院勉強会
- (6) 川崎リウマチ膠原病懇話会
- (7) 臨床検査技師、放射線技師等技師が主催する研修会
- (8) その他、地域の医療従事者の技術等の向上に必要と認められる研修会

(守秘義務)

第4条 研修等の受講者は、研修等により知り得た秘密及び個人情報を研修終了後においても漏らしてはならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、研修会等の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する